

平成 17 年 4 月 20 日

金融庁監督局バーゼル II 推進室 御中

全国銀行協会

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見」の提出について

今般、当協会では、平成 17 年 3 月 31 日付「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案」に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成17年4月20日

全国銀行協会

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(標準的手法)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例	第68条	45	「抵当権付住宅ローンに該当するものを除く」との記載が削除されているが、「1億円以下であること」「0.2%を超えないこと」の判定の際に抵当権付住宅ローンを控除してよいのか。	告示素案第70条の「抵当権付住宅ローンに該当するものを除く」との記載が削除されているが、「1億円以下であること」「0.2%を超えないこと」の判定の際に抵当権付住宅ローンを控除したベースで判定してよいことを告示において明記いただきたい。	条文が修正されたことから趣旨を確認するもの。
2	延滞エクスポージャー	第71、72条	46	延滞エクスポージャーのリスク・アセット計算において、抵当権付住宅ローンとその他のエクスポージャーが同一の債務者に供与されている場合、どのように計算をするのか。	標準的手法において、延滞エクスポージャーのリスクアセット計算は債務者ベースにて行うこととされているが、たとえば抵当権付住宅ローンとその他のエクスポージャーが同一の債務者に供与されている場合、引当率の水準によっては、適用するリスク・ウェイトが違うケースがある。このような場合に実務的にどう対応するべきなのか指針を示していただきたい。	左記のようなケースの場合は、たとえば個別貸倒引当金をエクスポージャー残高にて比例配分するなどの合理的な方法により配分した上で、債権単位に計算することも差し支えない。配分が困難な場合は、高いほうのリスクウェイトを一律採用するなどの保守的な方法も許容される。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(信用リスク削減)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	信用リスク削減	第118条等	69	持分法適用子会社の差し入れている保証については、連結自己資本比率の算出に当たっても、適格保証として信用リスク削減効果を認めるべきである。	以下の理由から金融機関の持分法適用会社の保証は、他の第三者保証と同様に連結自己資本比率の算出上も、信用リスクの削減効果を認めるべきである。 持分法適用会社は自己資本比率規制の金融機関の経営とは独立しているもので、保証履行の可能性は、他の第三者保証と比べ遜色は無い。(子会社の保証との違い) 持分法適用会社も、保証のリスクの対価として保証料を自ら設定しており、その水準は第三者が設定する水準と変わりはない。また、保証債務の喫損が直ちに、持分法適用会社の最終損失及び持分を通じた当該金融機関の損失に通ずる訳ではない。(一般に持分法適用会社は親銀行の付随業務ではなく、独自の業務を行っており、保証業務以外からの損益も持分を通じて親会社の決算に影響を与える。保証業務だけを採り上げるのは違和感がある) 持分法適用会社が保有するリスクについては出資分を資本控除することにより、自己資本比率規制上は考慮されており、保証行為の否認という形で親会社にリスクを戻すのは、二重賦課とみなせる。	金融機関が信用業務において他業種、他業態との連携を深めていく中で、資本面でも提携をしていく可能性がある。持分法適用会社の保証行為を認めないことは、そうした提携に対して新規制は悪影響を及ぼす可能性がある。
2	クレジット・デリバティブについての条件	第120条 第1号八	70	リストラクチャリングの定義として、「パーゼル最終文書」で求められる要件と平仄を合わせた水準「償却又は個別引当を行う場合」として、定義の明確化をお願いしたい。	「パーゼル最終文書」においては、信用事由に該当するリストラクチャリングの要件として、「償却又は個別引当を要する場合」が示されている一方で、本邦におけるリストラクチャリングの要件として、要管理先債権を含む取扱い、国際合意が求める水準以上の信用事由である可能性がある。 国際合意において、この様なリストラクチャリング要件が定義された含意は、クレジット・デリバティブ取引におけるリストラクチャリングの判定基準が曖昧で、且つ場合によってはプロテクション購入者が恣意的にトリガーを引くことが可能な事等、プロテクション提供者にとってはその判定プロセスが極めて不透明な条件である事が考慮された結果として、各国における会計上の損失を客観的なトリガーとする各国裁量の余地のある要件が定められたものと考えられる。 本邦においてのみ、このような厳しい適用要件が求められた場合、本邦クレジット・デリバティブ市場の発展を阻害するばかりでなく、本邦銀行の国際競争力低下の懸念さえ考えられますので、「パーゼル最終文書」原文に従った定義の再考を要望する。	原債権の元本、利息又は手数料の支払いに関する減免又は猶予の発生のうち、償却又は個別引当を行う場合。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(信用リスク削減)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
3	内部格付手法 における内部 ヘッジの取扱い	-	-	内部格付手法においても、内部ヘッジによるクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として適用する場合の要件規程を要望する。	標準的手法においては、見直し後の規制案第123条で内部ヘッジのクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として適用する場合の要件が定められている。一方で、内部格付手法においては、同種の規程が設けられていないと料するの、規制内容明確化の観点からも、内部格付手法採用行が内部ヘッジによるクレジットデリバティブを利用した場合の適用要件を規程されることを要望する。	-

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(内部格付手法)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	その他リテール向けエクスポージャーの定義	第1条 第43号	9	信用保証協会保証付融資等、ソプリンの保証に基づく制度融資については、その制度の趣旨に鑑み、被保証部分は、その他リテール向けエクスポージャーにおける「1億円未満のエクスポージャー」の判定にあたって除外されるべきである。	銀行において中小企業向け無担保与信を行なう上で、リスク分散は必要不可欠であり、国際合意の検討段階でも、1億円基準について、民間として異論は唱えなかった。 他方で、中小企業に向けた潤滑な資金供給という目的のもとでの制度融資は、金融機関のリスク分散に配慮して信用保証協会等が保証することにより、金融機関が別枠として融資に応ずることが出来るような制度設計になっている。 そうした制度の趣旨を前提に、これまでの金融庁との議論において、最大限配慮がなされると期待していたものであり、また同様の制度は世界各国にあり、それに対して配慮することが、本邦方針の「国際合意」からの著しい逸脱として、海外から批判を受けるとは思えない。 自己資本比率規制という枠組みだけではなく、中小企業育成の観点からの判断をお願いしたい。	中小企業宛小口融資において、制度融資と合算すれば1億円を超える先は全体の5%に及び想定される。その意味では自己資本比率への影響は軽微なものであるが、業務運営上は、制度融資と合算で1億円を超えた場合には、「事業法人向けエクスポージャー」としての最低要件を充足するため、プールの管理とは別に、追加の管理が必要となる。こうした事態は、著しく業務の効率性が阻害されることとなるので、極端な場合、制度融資と合算で1億円を超えることを禁ずる等の対応も検討しなければならない。特に、部分的に民間金融機関のリスクを保有するスキームで融資枠を拡張する動きに対しては、被保証部分が加算されることで、スキームの全面的な見直しが必要となってくる。 「バーゼル最終文書」パラグラフ231では「監督当局は、これらの数値基準の実務上の適用に際して柔軟性をもって対応することが期待される」とある。
2	その他資産担保の定義	第1条 第54号	10	適格その他資産担保が、適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保の3つに限定されるかのような表現を修正してほしい。	第156条第4項第3号のトには、原材料、仕掛品、完成品、在庫品、機械設備などの例示がある反面、第1条第54号の定義においては、船舶、航空機、ゴルフ会員権の三つに適格その他資産担保が限定されるかのような表現となっている。第一条の条文を、あくまで例示であることを示す表現に変更していただきたい。 また、上記例示以外にも、保険金請求権がその他資産担保に該当するかどうかの確認もさせていただきたい。	「一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保及び適格ゴルフ会員権担保等を指す」との表現に修正する。
3	承認申請書の提出	第141条 第41項 第147条	77	先進的内部格付手法移行計画においては、必ずしもEADとLGDの導入範囲・時期が完全に一致する必要はないという理解で良いか。	先進的内部格付手法移行計画では「LGD及びEADの自行推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項」を記載することになっている。他方で「バーゼル最終文書」パラグラフ257では「特定リスク構成要素(LGDやEAD)について内部格付手法から先進的手法に段階的に移行すること」を認めている。 よって先進的内部格付手法移行計画においては、必ずしもEADとLGDの導入範囲・時期が完全に一致する必要はないという理解で良いか確認したい。	貿易関連、特定取引に係わるEAD推計等、そのデフォルト実績の少なからず、当初から有効なEAD推計が困難なケースがある。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(内部格付手法)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
4	適格不動産の担保評価	第156条 第41項 第2号二	85	適格不動産担保の担保価値が著しく低下したことを示す情報がある場合又はデフォルトその他の信用事由が発生した場合の評価においても、統計的な評価手法が、一定の要件を満たせば、担保評価として認められるべきである。	告示素案に対する意見の回答として(「内部格付手法 62」)、「前段については……差し支えないが、他方、後段については……最終的な推計値とすることを当然に認める趣旨ではない」旨の記載があるが、最終的な推計値とする余地を残していただきたい。	自己査定の実務等において、バックテストなどの方法により、保守性が確保されているのであれば、適切な担保評価として認められるべきである。
5	事業法人等向けエクスポージャーのLGD	第156条 第21項	83	先進的内部格付手法採用行が、劣後債権のLGDを推計する際、自行実績、外部情報ともにデータがない場合は、フォールバック・オプションとして、基本的内部格付手法と同様に75%を使用することも認めていただきたい。	同左	
6	事業法人等向けエクスポージャーのEAD	第157条 第21項	87	貿易関連、特定取引に係わるEAD推計は、そのデフォルト実績の少なさから、有効なEAD推計が困難である。フォールバック・オプションとして第七十八条に掲げる掛目を使用することを認めて欲しい。	同左	
7	信用リスクアセットのみなし計算	第167条 第41項	92,93	告示案第167条4項における「保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することができない場合で、エクスポージャーの裏づけとなる個々の資産の額及び運用に関する基準が明らかでないとき」との記載を削除願いたい。	告示案第167条4項における「保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することができない場合で、エクスポージャーの裏づけとなる個々の資産の額及び運用に関する基準が明らかでないとき」との記載は、「内部モデル手法」の準用が、167条1～3項の条件が満たせない場合のみ取扱いが可能との趣旨と想定されてしまうので、当該記載の削除をお願いしたい。	例えば、「株式投資ファンド」である場合は、「株式に投資する」という基準が明らかであるとも言える。その場合、内部モデル手法を適用する余地がなくなる事態を懸念。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(内部格付手法)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
8	信用リスク・アセットのみなし計算	第167条 第41項 —	92	「当該評価額で第三者に売却できること」との文言について削除をお願いしたい。	「当該評価額で第三者に売却できること」の要件に関し、ファンドの場合には、一般的に解約の形態をとる場合が多い。 又、ファンドの解約周期は取引毎により異なっており、「時価の算出頻度」と「解約の頻度」が異なる場合もある。 (時価評価は日次又は週次で実施されるも、解約周期は月次、四半期毎等) 今回の見直し後規制案に関しては、時価評価の頻度(日次又は週次)が要件となっているが、売却(解約)の頻度については特に求められていないものと認識しているが、告示の内容では誤解を招く可能性があるため、当該文言の削除の方をお願いしたい。	
9	信用リスクアセットのみなし計算	第167条 第41項	92	株式等エクスポージャーを含まないファンドのリスク・アセットのみなし計算を内部モデル手法により行う場合、フロアを適用しないこととしていただきたい。	今般、株式等エクスポージャーを含まないファンドのリスク・アセットのみなし計算において内部モデル手法が使用できることとなったが、当該手法にてみなし計算を行った場合、ルックスルーの上PD/LGD法でみなし計算を行った場合には適用されないフロアが適用されることとなっている。手法間の格差をなくすため、株式を含まないファンドについては、内部モデル手法でみなし計算を行った場合もフロアを適用しないこととしていただきたい。	株式等エクスポージャーを含まないファンド(債券ファンド等)の信用リスクアセットを内部モデル手法でみなし計算する場合、200%~300%のフロアが適用になる一方、ルックスルーによりPD/LGD法によりみなし計算を行うと当該フロアが適用にならないため、手法間の格差が非常に大きくなること。
10	信用リスク・アセットのみなし計算	第167条 第41項 第166条 第71項	92	株式等エクスポージャーを含むファンドの「内部モデル手法」準用時に適用するリスク・ウェイト・フロアに関する要望	信用リスク・アセットのみなし計算における「内部モデル」に準用し、「第166条第7項」におけるフロアに関する条文を解釈した場合、当該対象となるファンド等自体の上場/非上場によりフロアを設定することが想定されているように解釈できるが、株式等エクスポージャーを含むファンドについての信用リスク・アセットのみなし計算における「内部モデル」の準用においては、「日次又は週次で時価評価実施」の要件が付されていることもあり、一律上場株式と同様のフロア(200%)設定の方向でご検討いただきたい。	同左
11	信用リスクアセットのみなし計算	第167条 第51項	93	「裏付となる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは」とあるが、400%を下回る蓋然性が高いことを判定するための要件について意見交換会等を通じて明確化していただきたい。	同左	本件については、再生ファンドやベンチャーファンドの取扱い等を含め、民間との意見交換会をお願いするとともに、告示に馴染まないのご判断の場合は、解釈集等での対応をお願いしたい。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(内部格付手法)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
12	ファンドの取扱い	関連条文なし		今後、(ファンド投資の先進国である)米国や欧州の監督当局の規制内容を参考にし、また、議論が行われていくとの認識でよいが。	ベンチャー・キャピタル(VC)やプライベート・エクイティ(PE)ファンド投資については、欧米金融機関は本邦金融機関に先駆けて、投資が盛んであり、各国当局もこれらの規制内容を緩和する方向で議論を行っているようである(右記参照)。一方で、本邦規制内容が、ファンド投資の扱い全般について、「裏付けとなる個々の資産の加重平均が400%を下回る蓋然性」を求めている点を始め、LGDを独自に定める等の対応を行っている欧米各国と比べてやや保守的すぎるように思える。我が国でもファンド形態による新興企業の創出・育成や破綻した企業の再生等がようやく軌道に乗り始めたところであり、この時期のリスクマネーの供給主体であるVC・PEを通じ資金を円滑に供給することの重要性は、非常に高いと考えられる。従って、特にVC・PEファンドについては、金融機関の行動を抑制的にすることがないよう(具体的には400%以下のリスクウェイトを認める、あるいは本邦独自のLGDを検討する等)、今後、取り扱いをご考慮いただきたい。	(ご参考) EUでは、PEのリスクプロファイルを分析の上、分散化されたポートフォリオ(ファンド)について、所要資本を24%と32%(RW300%/400%)でなく、13%~17%へ軽減しようとする動きが見られる。 (http://www.evca.com/images/attachments/tmp_l13_art_54_att_638.pdf) また、EU Directiveにおいて、PEファンドに関して、十分に分散化されている場合には、LGD65%の適用を認めるという規程が既に存在している。 (http://www.europa.eu.int/comm/internal_market/regcapital/docs/com-2004-486/annex_en.pdf (P36))
13	購入債権	第173条 第5項	96	「購入債権の信用リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために、購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、当該信用リスク削減手法を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことが出来る」の解釈を確認させてほしい。	最劣後に対するリスク・アセットを算出する場合、下記1.と2.のどちらかの解釈が考えられるが、下記2.の解釈でお願いしたい。 1. 一部保証を、第一義的に、信用リスク削減手法の枠組みで捉える。 「バーゼル最終文書」の設例と同様、劣後部分に対するリスク・アセットを、劣後エクスపోージャーに保証人のリスク・ウェイトを乗じて算出する。 (劣後部分のリスク・アセット=劣後エクスపోージャー×保証人のリスク・ウェイト) 2. 一部保証を、第一義的に、証券化エクスపోージャーの枠組みで捉える。 劣後部分を譲渡人宛と見做し、譲渡人のPDとLGDを当局設定のリスクウェイト関数に代入して、劣後部分のリスク・アセットを導出する。	リスクアセット計測実務においては、解釈の明確化が必須であると同時に、左記1の解釈になると実務上、オリジネーターに与える影響が非常に高くなるため、左記2の解釈で検討をお願い致します。
14	内部格付制度の運用	第193条 第1項	103	リテールエクスపోージャーにおいて、「信用供与の審査手続」においてプールの割当てを行なうことを義務付けているが、リボルビングクレジットの実務にも対応できる条文への変更をお願いしたい。	リボルビング型クレジットにおいて、契約当初は一律の承認基準による選別を行い、その後、利用額や利用状況、返済履歴等により、プールを区分して管理を行っているケースがある。ビヘイビア・スコアリングとして海外でも一般的な管理である。リテールエクスపోージャーにおいて、「信用供与の審査手続」においてプールの割当てを行なうことを義務付けているが、上記のような銀行実務にも対応できる条文への変更をお願いしたい。	下記への変更をお願いしたい。 「信用供与の審査手続」又はその後のポートフォリオ管理手続において、プールに割当てなければならない」

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(内部格付手法)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
15	信用リスクの監査 - 内部格付手法 採用の要件	第203条	107	本条項を担う組織として「監査役又は同等の機能を持つ業務監査機関」という表現は適切でなく、オペレーショナルリスク(第308条第7項)と同様の「内部の監査部署」という表現に変更願いたい。	監査役が内部格付制度を見直し、その結果に関する監査報告書の作成が求められているが、監査役職務範囲はあくまで「取締役の業務執行」であり、本条で求められている機能は監査役が本来果たすべきものとは考えにくい。また、同等の機能を持つ業務監査機関についても、告示素案に対するパブリック・コメント回答(内部格付手法No.131)として当局見解は示されているものの、商法上の委員会等設置会社における「監査委員会」を指しているとの解釈を想起しかねず、そうした解釈に立った場合、本条の機能を果たすものではない。本条の機能を担う部署の表現としては、オペレーショナル・リスク(第308条第7項)と同様の「内部の監査部署」という表現が妥当と考える。	本邦の内部統制の実態に合わせ、市場リスク、オペレーショナル・リスクとも平仄の取れた表現にして欲しい。
16	株式 内部モデル手法の 承認の基準	241条	122	内部モデル手法の承認の基準については、全般的に記載内容が具体性、簡潔性を欠いており、本当に必要な対応が不明瞭である。 今後、最低要件項目の特定のみならず、表現自体の抜本的な具体化・簡素化が行われ、また、必要に応じて意見交換の場が設けられるとの認識でよいか。	同左	表現が不明瞭な箇所は主に以下。 (2項1号)「長期のリスク特性」「市況の悪化に対して頑健」とは具体性に欠ける表現。 (2項2号)「収益率分布を導出する際に」「リスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて」「最も長期の標本期間にわたるデータ」とは、実際に何を定量化に関する基準とすべきか。 (2項4号)何をもちって「潜在的な損失の推計が保守的に導出されている」となるか。 (2項9号ロ)「潜在的なリスク集中の大きさ及びその構成変化」「不利な市場環境においても頑健な推計」とは不明瞭な表現、等。
17	保証の最低要件	第220条 第2項	114	告示案第220条第1項の事業法人等向けエクスポージャーにおいては、「すべての関連性のある情報」との文言に修正されているが、第2項のリテール向けエクスポージャーは「すべての情報」のままとなっており、同様の修正をお願いしたい。	同左	

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(証券化)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	証券化取引に伴い増加した自己資本	第5条 第1項第4号	16	見直し後規制案である「証券化取引により増加した自己資本」については、資本勘定に含まれる将来期待収益部分であるものとして、定義を明確にしていきたい。	証券化取引において証券化エクスポージャーを譲渡することにより発生する売却益は、各金融機関の対顧客サービス・商品開発力等を反映した原資産の金利水準と、証券化取引の組成能力や投資家とのデューデリジェンス等を通じた証券化エクスポージャーの金利水準の差額(所謂、金利スプレッド)、並びに審査、期中管理体制を含めた期中管理の巧拙等により太宗が決まることから、「証券化取引により増加した自己資本」を一律に自己資本控除とした場合、これらの能力に長けた銀行ほど、後年に亘って多額の自己資本控除を強いられるため、競争原理に反する不公正な規制内容になると考えらる。 また、本邦会計慣行に基づき通常認識される売却益については、上記金利スプレッドから優先部分の損失のバッファとして見込まれる信用リスク部分は予め控除し、オリジネーターの損失のバッファとして見込まれる部分、すなわち将来において実現する可能性の極めて高い金利差額のみを計上することが実務における一般的な取扱いである。 会計と規制においては、それぞれの保守性について異なる可能性があるため、証券化取引時点で会計上認識した売却益を一律に自己資本へ算入することを求めるものではないが、反対に過度に保守的な取扱いは、銀行のリスク管理の高度化に対するインセンティブを削ぐだけでなく、国際競争力維持の観点からは本邦銀行の相対的な地位低下等、非常に大きな負の影響が懸念される。 従って、証券化の実行時点で計上される売却益の大方の金額が、単に「証券化によって増加した」ものと一括りにできない取引の存在も考慮していただいた上で、「証券化取引により増加した自己資本」の定義記載と、今後のガイドラインや解釈集等の策定において定義明確化に向けた検討を要望する。	第1条に、定義の追加を要望いたします。 第1条第82号 証券化に伴い増加した自己資本 オリジネーターである銀行が、資産譲渡型の証券化取引において証券化エクスポージャーを譲渡する際に計上した売却益等のうち、資本勘定の増加に寄与した金額をいう。 但し、この増加に寄与した金額に、将来実現する確実性の高い売却益部分の額が含まれる場合は、当該金額を証券化取引時点および期中の回収の各々の時点で、証券化に伴い増加した自己資本の額から控除したものをいう。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(マーケット・リスク)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	派生商品取引 (クレジット・デリバティブ の掛目)	第79条 第31項 第1号 ロ	52	クレジット・デリバティブ取引のカウンター パーティー・リスクに関するアドオン掛目は、 原債務者の種類に応じた掛目を使用するこ とになるが、その区分方法(「優良債務者」 の定義)については、マーケット・リスク規制 の個別リスクにおける優良債の定義(第284 条(注2))と平仄を合わせていただきたい。	同左	<p>本件に関連しては、告示素案に対する意見をさ せて頂き、「マーケットリスク規制に関する必要最 小限の修正維持」の観点よりマーケット・リスク規 制の個別リスクにおける優良債の定義について は変更しない旨理解。</p> <p>ただし、クレジット・デリバティブ取引を考えた場合 に、「優良債務者」と「優良債」の判定ルールが異 なると、同じ債務者の信用力判断(優良/その他 の区分)において、二つの基準が出来ることにな り、対応が複雑になる可能性があり、両者の平仄 を合わせる対応につき、再度要望させて頂きた い。</p> <p>なお、「バーゼル最終文書」パラグラフ707におい て、クレジット・デリバティブ取引のカウンターパー ティー・リスクに対するアドオン算出において、「適 格」の定義は、マーケット・リスク規制の標準的方 式における個別リスクの扱いにおいて「適格」カ テゴリーについて規程したものと同一」とあり、両 者の平仄を合わせるような形式になっている。</p>

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(オペレーショナル・リスク)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	先進的計測手法 (承認の基準)	第315条 第3項第2号	163	「パーゼル最終文書」パラグラフ658に言及のある「配分手法(allocation methodology)」について、国内規制案では該当する記述がないため、配分手法が使用出来ることについても明示いただきたい。	同左	「リスクの特性、損失事象の種類、業務区分、その他の区分に応じてオペレーショナルリスク相当額を算出する場合は」との記述があるため、「そうでない場合は銀行の業務環境及び内部統制要因を勘案のうえオペレーショナルリスク相当額を業務区分に配分することが出来る」等の文言を追加する。
2	先進的計測手法 (定量的基準)	第315条 第3項第6号	164	外部損失データを収集する際に、「損失事象が発生した業務に関する情報、発生の原因及び状況に関する情報」の収集は必ずしも必須ではないことを明確にしていきたい。	外部損失データの利用方法として、外部損失データを直接オペレーショナルリスク相応額の計測に使用する方法、シナリオを作成するために参照する方法等がある。この場合は「損失事象が発生した業務に関する情報」が必要であるが、この場合は当該情報を必ずしも必要としない。また、新聞等で外部損失データを収集する場合は、必ずしも適切な「損失事象が発生した業務に関する情報、発生の原因及び状況に関する情報」を得ることができない。	解釈集等の中で「損失事象が発生した業務に関する情報、発生の原因及び状況に関する情報」の収集は必ずしも必須ではない旨明確化する。
3	先進的計測手法 (部分適用の特例)	第319条	165～ 167	部分適用の定量的な基準について、諸外国の基準と照らし合わせて、適切性(諸外国と比べ厳しすぎる基準ではないこと)を確保することを検討していただきたい。	先進的計測手法を使用するためには、相応のコスト・資源の投入が必要である。諸外国と比較して多くのコスト・資源の投入が必要となれば、本邦金融機関にとって不利であり、公平性を欠くこととなる。部分適用の定量的基準を、信用リスクの基準と照らし合わせ、整合性を確保することは理解できるが、諸外国の基準とも照らし合わせ、適切性を確保することがより重要である。	—

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(第三の柱)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	半期毎の開示事項	4(8)		リテールエクスポージャーにおいては基礎的 内部格付手法、先進的内部格付手法の 区分はないので表現は適切でない。「パー ゼル最終文書」も同様。	リテールエクスポージャーにおいては基礎的 内部格付手法、先進的内部格付手 法の区分はないので表現は適切でない。「パー ゼル最終文書」も同様。	「先進的内部格付手法を適用している場合は加 えて」を削除する。
2	半期毎の開示事項	4(9)(10)		推計値と実績の比較、要因分析の開示は グローバルな検討状況を踏まえつつ、徒に 市場をミスリードするような結果にならない ように配慮いただきたい。	推計値と実績の比較、要因分析を開示する ことが市場規律において重要であること は理解出来るが、然しながら検証方法に ついてはデファクトスタンダードが無く、 グローバルにも当局と金融機関との協 議が端についたばかりである。またリ スク管理上の損失と財務会計上の損失 では定義、認識方法、計上時期等が異 なり、単純な比較は出来ない。告示案 にも「詳細は監督指針等で規程予定」と あるが、開示の詳細内容を定めるにあ たっては、そうしたグローバルな検討 状況を踏まえつつ、徒に市場をミスリ ードするような結果にならないよう、 配慮いただきたい。	漸進的なアプローチを望むと共に、単 純な実績値の開示ではなく、各行が分 析を加えたものであるべき。

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

(その他)

番号	条文	見直し後の規制案 (意見の該当箇所)		意見の概要 (100字以内を目途に記載)	意見	理由等
		関連条文	頁			
1	第二の柱 監督上の検証プロセス について	-	-	「バーゼル最終合意」では「第二の柱(パラグラフ720-807)」において、監督上の検証プロセスについて、4つの原則や6つの具体的な論点、監督上の透明性と説明責任等が記載されているが、本邦におけるガイドンスの制定予定、時期について示して欲しい。	「バーゼル最終文書」では「第二の柱(パラグラフ720-807)」において、監督上の検証プロセスについて、4つの原則や6つの具体的な論点、監督上の透明性と説明責任等が記載されている。これらを遵守することが新規制において重要であることは理解しているが、民間金融機関としては何らかのガイダンスが必要であると考える。本邦当局は何らかのガイダンスを用意する予定があるのか、それは何時頃であるのか示していただきたい。 またそうしたガイダンスと銀行のリスク管理のあり方に相違がある場合は、民間金融機関として改善の努力を惜しむものではないが、他方で急激な変更が内部のインフラや対顧客・对市场との関係に影響が発生するケースにおいては、十分な移行期間を設けていただきたい。	国際的な活動をしている金融機関においては、海外拠点において、海外現地当局(ホスト)と、検証プロセスについて協議を行なうことになっており、その為にも、早期にホームである本邦当局との間でコンセンサスを作り上げていきたい。